

のびのび通信

令和7年5月2日

秋田大学教育文化学部附属小学校「いじめ防止対策委員会」発行

令和7年度がおよそ1か月過ぎ、新しい学年での学校生活が軌道に乗り始めています。春の校舎は、新しい学年への希望をもった子どもたちの元気な声が響き渡り、笑顔がいっぱいです。

本校では、「秋田大学教育文化学部附属小学校 いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめのない学校づくりに取り組んでおります。この「のびのび通信」も、その一環として発行しているものです。今年度もこの通信を通して、本校におけるいじめ防止のための取組や健康安全についての関連情報をお伝えしていきたいと考えております。

「いじめ」は、いじめ防止対策推進法において、次のように定義されています。

「いじめ」とは、「児童や生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的には、

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等の行為があります。



本校は「いじめを絶対に許さない」という思いを職員全員が共有して指導に当たっています。もし、「いじめ」あるいは「いじめかもしれない」と子どもたちが感じるものがあれば、その悩みに寄り添いながら、安心して楽しい学校生活を送ることができるよう職員一丸となって、組織的に対応していきます。学級担任だけでなく、いじめ防止対策委員にも、何かお気づきのことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

【今年度のいじめ防止対策委員】

校長（佐々木 雅子）、副校長（京野 真樹）、教頭（菅野 宣衛）、教務主任（渡部 和朝）、
養護教諭（佐藤 素子）、生徒指導主事（石井 知徳）

子どもたちの様子から

4月22日（火）に「手をつなごう 仲間集会」が開催されました。1年生を迎える、今年度最初のわくわく集会でした。2時間目は班ごとの集会、3時間目は全校で集会を行いました。6年生のリーダーシップのもと、1年生も楽しそうに自己紹介をしたり、ミニゲームに取り組んだりしていました。また、1年生が不安そうな姿を見せると、5、6年生が目線を合わせて話し掛けたり、そっと背中に手を当てたりするなどのさりげない優しさが印象的であり、思いやりの気持ちにあふれていました。これからも異学年交流を通して、さらに絆を深め、楽しい思い出を残してほしいと思います。

文責：生徒指導主事（石井）